

## 第三章 関東大震災と県民・県政

### 第一節 災害の実情

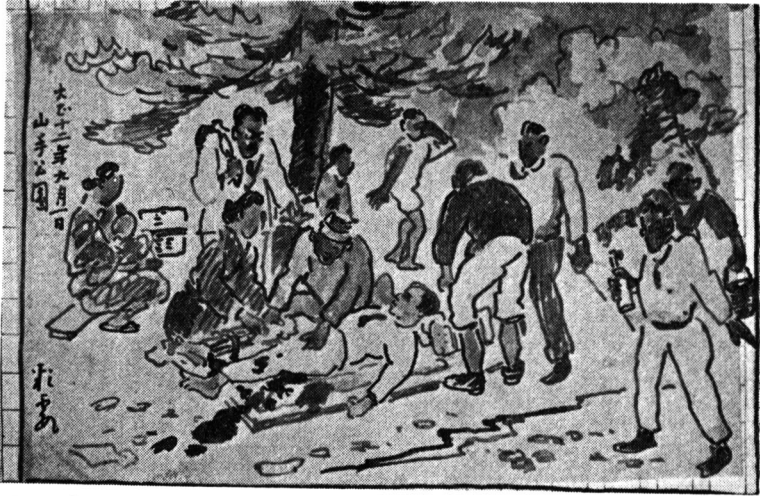
#### 一 地帯別にみた被害状況

九月一日

一九二三（大正十二）年九月一日、京浜地方は朝からときどき強い風と、ときおり襲う強い雨にみまわれていた。この悪天候も、例年のように二十日を迎えるということで、人びとにとってはそれほど気にもならない。やがて雲も散り、日がさし、さわやかな秋空となった。いつもとかわらない朝であった。ところが、この空気をひっそくするような事件がおきたのである。

午前十一時五十八分四十四秒、関東地方南部を大地震が襲ったのである。震源地は、相模灘北西部、足柄平野を貫流する酒匂川と大島を結ぶ線上の海溝の陥没と隆起によるもので、震度六、マグニチュード七・九といわれた。激しい上下動につづいて、水平動が重なり、最大震幅は約十二センチ、周期一・五秒といふのだから、歩くことはおろか、立っていることすらできない。

この時、県警察部高等課長をつとめていた西坂勝人は、庁内で地震にあり、「世の中はどうなるのか」と思い、戸棚がひっ



大正12年9月1日の山手公園

元街小学校蔵

くりかえり、隣の郵便局がくずれ落ちる事態のなかで「世の中は壊滅するのじゃないか」と感じたそうである（西坂勝人「関東大震災をめぐって」『神奈川県史研究』一三三号）。

被害は、東京・横浜・川崎だけでなく、後で述べるように、とくに神奈川県下の小田原・箱根・横須賀・鎌倉などでは大きく、惨憺<sup>また</sup>たるありさまであった。この地震は近代日本の地震史のなかでその規模からみたら六番目であるにもかかわらず、災害が桁はずれに大きいのは、東京湾沿いの地盤のゆるい埋立地が激震地区で、しかも、地震発生時刻が昼食時であったせいもあり、倒壊した家いえから火の手が上がり、街がぐれんの炎と化したからである。東京市は六五割、横浜市は全滅に近く、火災被害は震害をはるかに上まわっていた。

そのうち最大の惨状を呈したのは、東京では、江東地区の人びとが避難してきた両国横綱町の陸軍被服廠跡の空地である。ここでは、旋風のために火がつむじ風となり「生き地獄」と化して、三万八千人の命が失われたことは、いまなお、多くの書物で語り伝えられている。

当時、横浜市については、「全滅せる横浜―震災より戒厳令まで」という見出しで焼野原と化した市の事情を報じた『報知新聞』（大正十二年九月



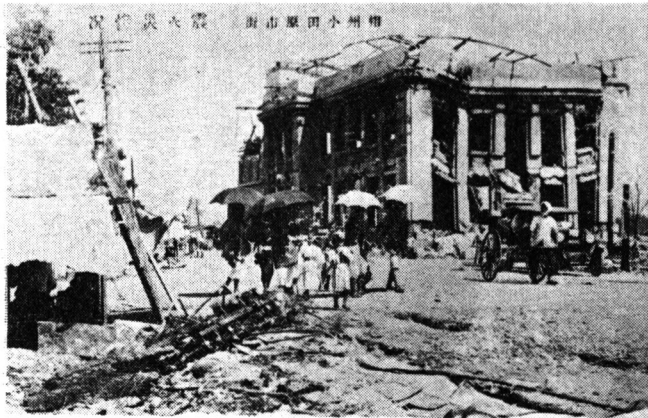
焼けおちた県庁

『大正震災写真集』から

四日付)は、「血みどろ市民」が右往左往し、「当時の光景を叙すべき形容詞は未だ人間によって作られしを覚えず」と、その猛火のすさまじさを伝えていた。

事実、何万人となく炎をかいぐぐって難を避けて集まってきた横浜公園は水道管破裂のためにひざがしらまで、ところによっては腰あたりまで水びたし、火の粉とともに揮発性の爆発物が巨弾を発射するような音響を連続してひきおこし、空中で物が飛び散り、焼トタンの落下物があるがごとく、手のほどこしようななかったといわれている。それは、さながら「戦争状態」であった。

震災の日、県知事安河内麻吉の内相後藤新平あての『震災に関する報告(第一報)』によると、横浜市では、猛火がまたたく間に広がり拡するなかで、右往左往しながら黒煙に巻かれたり、灼熱に耐えかねて川中に身を投じて溺死したというような痛ましい犠牲者が続出した。そうしたなかで、九死に一生をえて避難した人びとは、市の山下公園に約五万人、掃部山・伊勢山に約一万人、本牧三溪園附近・磯子方面久保山に約一万人がひしめきあっていたという。そこでの人びとも不安どころか生きた心地すらなかった。



上は小田原駅前，下は小田原通商銀行付近（現在の本町1丁目付近）  
小田原市立図書館蔵の状況

県内各地の  
被害状況

これだけでも、災害は自然現象にとどまらず、すでに日本の都市文明のもろさをさらけだし、人災の感すらあった。しかも、この災害ショックは、とくに民衆を混乱の渦に巻き込んでいた。

この震災が、都市民衆の、それこそ生活のひだの内側に深くくいこみ、罹災者を激しい恐怖と動揺のルツボのなかに投げこ

み、不安にかりたてた。震災地の人びとは、火災と三百回近い余震がくりかえされるなかで生きた心地すらない。横浜では泥とほこりにまみれた一群が、焦げ死んだ馬肉をひきさき、ある一団は下水道の流れでかわきをいやすというさながら「石器時代」にたちかえったようなわびしい光景があちこちでみられたという。

横浜市以外の郡市の状態はどうであつたらうか。『震災ニ関スル概況報告続報（第六報）』によって整理して被害の大きい地域をあげると、以下のようになる。

横須賀市は全戸数約一万千八百戸の



鎌倉 建長寺

『大正震災写真真集』から

うちほぼ一・七割にあたる約千五百戸が被害をまぬがれただけで、ほとんどが倒壊もしくは半壊で、そのうえおよそ四千戸にのぼる家が焼失した。また、横浜市の南部に接している久良岐郡下（現在横浜市）では、全家家数の三分の二以上が倒壊するという惨状で、全壊が千二百十二戸、半壊は二千九百九十九戸にのぼっていた。倒壊家屋のなかには、大岡川村の村役場と小学校、金沢村小学校、日下村役場がふくまれており、道路の崩壊や、橋の破損など、惨害は甚大であったと報告されている。

さらに三浦半島の三浦郡・鎌倉郡下も横須賀市とともにたいへんな被害を受けた。三浦郡下では、三崎病院および三崎小学校が全壊したのをはじめ、浦賀船渠会社の工場と三崎警察分署が半壊し、全壊家屋二百五十戸、半壊家屋三百五十戸と報告され、浦賀町は断崖の崩壊などが数か所におよび、ほとんど町全体が全滅状態におちいったという。一方、鎌倉郡下をみると、鎌倉、戸塚（現在横浜市）、腰越・津（現在鎌倉市）の各町村は、ほとんど全滅のありさまで、鎌倉町と腰越・津村では火災が発生した。建築物の主な被害としては、戸塚小学校・役場・警察署・郵便局が全壊し、鎌倉郡役所・鎌倉警



箱根宮ノ下付近の洋風建築

『大正震災写真集』から

察警が半壊するという被害を受けたのである。

ここで目を、京浜工業地帯の一角をしめる川崎町（現在 川崎市）を中心とする橋樹郡下の被害状態に転じてみると、郡下の町村の倒壊家屋は、鶴見町（現在 横浜市）を除きおしなべて七〇％以上に達していた。しかも、ここは川崎町を中心とする京浜工業地帯であるので、工場の被害も大きく、富士瓦斯紡績工場、明治製糖、東京電気をはじめその他工場の被害はおびただしかった。

さらに震源地に近い県西の地域の災害の実情をみると、足柄上郡をのぞいて、足柄下郡・中郡下の惨状はいちじるしいものがあつた。足柄上郡は、他の郡市にくらべて被害は軽微であると伝えられているが、それでも倒壊・半壊家屋は、約七〇％ぐらいに達していた。県西でもっとも大きな被害を受けたのは、足柄下郡で、なかでも小田原町（現在 小田原市）は町全体が全滅の状態であつた。

また、中郡下も被害が大きく、倒壊家屋はおしなべて五〇％から六〇％にのぼつたと伝えられている。この郡下で被害が大

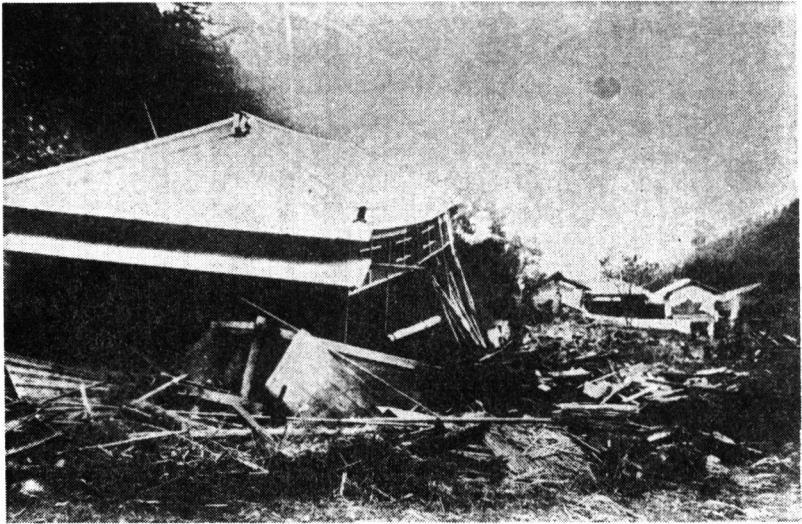


松田町松田停車場付近の状況

『神奈川県震災誌』から

きかったのは、平塚の火薬廠で、この火薬廠は爆発をおこすともにも火災を發し、さらに、東海道線の平塚・大磯・二宮の各駅、それに相模紡績会社の工場も倒壊した。

県北にあたる相模原台地や山あいの地域の被害もまた大きかった。愛甲郡では、各地で地震と同時に火災が発生し、厚木実科高等女学校・税務署・郵便局・役場等が全壊もしくは倒壊した。なおこの地方は地勢の關係から崖崩れが随所にひきおこされていた。たとえば、玉川村・煤ヶ谷村・宮ヶ瀬村の山林では崖崩れは無数におよび、愛川村半原字馬渡では全長百五十ぶぐらいにわたる崖崩れのため五戸が埋没し十五名が生き埋めになるといふ悲惨な事態がおきた。また、津久井郡下については、津久井郡長の県知事あての「震災事変報告」（九月六日）、あるいは「津久井郡被害及物資景況」（九月十九日調）でみると、家屋の全壊・半壊は、全戸数の約九割にすぎないが、通信・交通がまったくたえず、陸の孤島と化してしまつたありさまである。つまり、中野村より八王子市へ通ずる道路、愛甲郡北部への路、甲州街道への連絡路と主要道路がすべて不通となり、さらにその他の道路・山林・耕地



大山町の惨状

『神奈川県震災誌』から

は崩壊し、その被害は、まったく「稀有ノ変事」であると報告されていた(資料編 11 近代・現代(1)三五)。

地震が火災を誘発し、さらに県下全域が震源地に直面していただに各地で大小さまざまな規模の崖崩れ、道路破損等々地形を一変せしめるような被害が続出したことが災害を大きくしていた。しかも、鎌倉町方面と真鶴村・岩村(現在 真鶴町)には海嘯(津波)が襲っていたのである。鎌倉では、強い地震と同時に、材木座、由比ヶ浜、長谷坂ノ下、腰越、さらに、片瀬・江ノ島方面には、およそ十町近い津波が襲来し、由比ヶ浜海水浴場にいあわせた約百名と、江ノ島栈橋通行中の約五十名は、いずれも行方不明になったと伝えられている。また、真鶴方面を襲った津波は、真鶴の海浜と岩村の一部を洗い去り、家屋および住民の被害は、すこぶる大きかったという(資料編 11 近代・現代(1)三五～三五四)。

**震害による 損害の実情** では震害による県下の損失はどのようなありさまであったろうか。いま、郡市別に県下の被害世帯数を見る

と全焼・全壊から破壊まで含めてみると八六・五割にのぼっていた。このため、神奈川県は総計六千二十七万五千円という膨大な



第3章 関東大震災と県民・県政

第1表 郡市別被害世帯数

郡市別	震災当時 の世帯数	被		害		世		帯		数		現世帯百 ニ付被害 世帯数	内 世帯 焼失 数
		全 焼	半 焼	全 潰	半 潰	流 出	以 上計	破 損	合 計				
横 浜 市	九八、八四〇	六、六三四	一四六	四六、七一九	五三、八五九	四三五	一六、七六三	六、五五五	三三七、三三六	九八、八〇〇	八六・五	二五・〇	
横 須 賀 市	一七、〇〇〇	三、〇九四	—	一、七六〇	四、三七五	—	八、三三〇	六、〇九六	一四、四八八	一七、〇〇〇	八四・〇	三・三	
郡 計	一五七、四五〇	三、九三三	一四六	四八、五五九	五八、二五三	四三五	二四、〇六四	一二、一五二	二八、一六八	一五七、四五〇	八四・四	二・五	
久 良 岐 郡	三、三七〇	—	—	八七五	七七七	—	一、六五三	一、四六六	三、一三三	三、三七〇	九・四	—	
橘 樹 郡	三三、一九〇	—	二六	四、八九九	六、六九九	—	一、六五六	二、四七三	二四、二九九	三三、一九〇	七・七	—	
都 筑 郡	七、三三〇	六	—	三三三	七六六	—	一、一七五	四、一五九	五、三三四	七、三三〇	七・八	〇・一	
三 浦 郡	二〇、五七〇	一三五	五	二、五七〇	三、三三三	八	五、九三三	七、三〇〇	一三、三三三	二〇、五七〇	六四・四	〇・七	
鎌 倉 郡	三三、九六〇	六七〇	—	四、〇二二	三、七六六	一〇五	八、五二二	五、〇四七	一七、五七〇	三三、九六〇	九・九	四・八	
高 座 郡	一九、二〇〇	—	—	五、五四九	四、七六六	—	一〇、三二五	七、一八六	一七、五〇一	一九、二〇〇	九・二	—	
中 郡	三二、九六〇	二八四	〇	七、七五五	七、〇二二	一〇五	一五、一三五	四、九四六	二〇、〇七二	三二、九六〇	八七・五	一・三	
足 柄 上 郡	八、五〇〇	一九	—	二、〇五五	三、九九五	—	三、四〇九	二、三七八	二、〇七二	八、五〇〇	九八・五	〇・二	
足 柄 下 郡	一六、九三〇	二、五五	—	六、二七七	五、八六六	九七	一四、六四六	二、一四一	一六、七七七	一六、九三〇	九八・二	—	
愛 甲 郡	七、一三〇	二五七	三	九六六	七三三	三〇	二、〇一九	二、三三三	四、二八二	七、一三〇	三三・一	—	
津 久 井 郡	五、四九〇	—	—	八七	二八五	—	三三三	一、三九三	一、七四四	五、四九〇	—	—	

1) 『神奈川県震災誌』から 2) 数字は原本のとおり

額にのぼっていた。その内訳は、県歳入千万円のうち徴収残額六百五十万円で徴収不能を約三五割と見積り、その額が二百一十七万五千円、道路・橋梁の被害額が約五千万円、県庁・郡役所・警察署・県立学校その他の建物の損害額が六百万円、その他の損失額が二百万円となっている。

また、市郡の損失の状態をみると、横浜市が五千九十万円、横須賀市の場合が、建造物等の焼失・倒壊・損失等をのぞいて、

第2表 郡市別罹災者・犠牲者数

郡市別	震災当日 口ノ現在人	罹災者						現在人口 百ニ付罹	罹災者百 ニ付死者	
		死者	行方不明	重傷	軽傷	全焼、半焼、全 潰、半潰、流出	破損			合計
横 浜 市	四四、六〇〇	三、三六四	一、九五一	三、二四	七、〇九四	三六、六二五	五〇、〇八九	四二、二四七	九一・一	五・七
横 須 賀 市	七四、五〇〇	七四三	二六	三七	九〇四	三四、四八一	二五、五八六	二六、〇五六	八三・三	一・二
郡 計	八六、九〇〇	七、四八八	二六	二、五七六	九三三八	四一、八三六	二六六、四六〇	七四、七六	八三・三	一・一
久 良 岐 郡	一九、四〇〇	一九四	三	三〇	三三	九〇一九	八、三〇三	一七、五二	九〇・三	一・一
橘 樹 郡	一七、〇〇〇	一、八五五	一	四八	一、〇六	五九、六三七	六〇、八九八	二四、〇〇三	七三・七	一・五
都 筑 郡	四、七〇〇	一六〇	三	三三	三六	六六、五九	二五、五三三	三三、四三三	七五・九	〇・五
三 浦 郡	一〇六、一〇〇	五四〇	三六	二七三	四五五	二九、七九〇	三八、三三三	六九、四三七	六五・四	〇・三
鎌 倉 郡	七〇、三〇〇	七五五	三三	三四〇	八八	四六、三九五	一七、五四六	六五、八八五	九三・七	一・二
高 座 郡	二五、八〇〇	五八五	八	二六三	四三七	六〇、二四七	四三、三〇七	一〇三、八四六	八九・七	〇・六
中 郡	二四、一〇〇	一、二五	三	四八六	八八	八五、七四九	二六、〇二	一四、三七	九三・一	一・一
足 柄 上 郡	四八、三〇〇	三三四	八	一七〇	三三五	三三、三三	三三、一〇三	四六、九七一	九七・三	〇・五
足 柄 下 郡	九三、四〇〇	一、七三	六七	一七〇	一、二四	七五、五二五	二一、六八	九〇、八五四	九八・三	二・〇
愛 甲 郡	四〇、〇〇〇	五九	一	四三	八三	一〇、二〇五	二、九三	三三、三三	五八・三	〇・三
津 久 井 郡	三二、七〇〇	一四	五	八	一四	一、八五六	八、〇六	一〇、〇九三	三三・八	一・四

百二十三万七千五百円にのぼっていた。なかでも、横浜市の場合、一般歳入千五百万円のうち徴収残額九百五十万円余の歳入の見込みがほとんどたないありさまで、特別会計の電気・ガス・水道収入九百万円中、損失は六百五十万円にのぼっていた。また、施設の損害額は、道路の破損百二十万円、橋梁三百六十万円、河川損害千四百万円、電車軌道の損失二百五十万円、ガスの損失三百五十万円、水道の損失五百万円、市役所・記念会館・図書館・学校その他市の営造物の焼失、倒壊による

1) 『神奈川県震災誌』から 2) 数字は原本のとおり

損失が五百万円などとなっている。

このような状態であるから、県知事は内相あての「震災後ノ民心及経済財政ニ及ホシタル影響ニ関スル件」のなかで、「市町村ノ財政ハ……将来目算立タス、将来ノ県市町村財政ハ政府ノ補給ヲ待ツニアラサレハ如何トモ經理スル能ハサルノ状態ナリ」と報告していた（資料編 11 近代・現代(1) 三三）。

関東大震災は、県下全域でこうして痛ましい数多くの犠牲者をだしながら、県・市町村の機能を奪っていったのである。それは、県域全体をその根底からくつがえしたのも同様なありさまであった。

## 二 災害と県民の動静

### 「朝鮮人來襲」の流言と自警団

震災の渦中で被害に会った人びとは「人心恟々トシテ殆ト死生ヲ知ラサルカ如キ不安」のなかに放りこまれた。交通・通信がまったくとだえ、家族の安否を気づかう人びとの間にやがて「富士山が大爆発した」「大津波がやってくる」というようなデマがとびかった。そして、これにつづいて、一日の夕方から夜にかけて東京・横浜・川崎の一部で社会主義者・朝鮮人の襲来、一時釈放された囚人襲撃の流言が広がったのである。この流言の発生源は、さまざまであり、神奈川県下では国家社会主義者山口正憲が行った演説や罹災民が暴挙にさいして流布したともいわれ、他方では、地震発生直後の午後三時に川崎署、午後八時に横浜署からこの噂が流れていたという。

この流言は浮説にとどまっていなかった。九月二日夜、警視庁警保局長は全国に「不逞鮮人取締」を打電し、翌三日には関係地域の郡市町村にこの「注意ノ件」の通達がおろされていた。たとえば、神奈川県三浦郡三崎町（現在 三浦市）の『震災関

係書類』のなかには、「不逞鮮人」が罹災者にたいして暴行をくわえるだけでなく、井戸水などに毒薬を投げこむ事実もあるから、五人組などを活動せしめて自衛のみちをこうずるよう指令していた文書がある。

これは、れっきとした公文書（号外）で、三浦郡長名で各町村長あてに配られたものである。日付は九月三日になっている。その全文は以下のとおりである（資料編 11 近代・現代(1)三四）。

不逞鮮人ニ関スル注意ノ件

今回ノ災害ヲ期トシ不逞鮮人往行シ被害民ニ対シ暴行ヲナスノミナラス井水等ニ毒薬ヲ投スル事実有之候条特ニ御注意相成度

追テ本件ニ就テハ伍人組ヲ活動セシメ自衛ノ途ヲ講セシメラレ度

こうして、流言だけでなく、通達によって、この間、各地に自警団が組織され町や村の要所を固めていった。この自衛組織は、関東地方一円で三千六百八十九つくられたといわれる。消防組・在郷軍人分会・青年団などが中心となって、その任にいた。かれらは日本刀・竹槍・蒿口・棍棒・猟銃・ピストルなどで武装し、いわゆる「朝鮮人暴動」説で興奮した人びとは、だれかれの別なく通行人を検問し、朝鮮人くさいとなると、たとえ日本人であろうとみさかいなく叩きのめし、虐殺さえした。自警団は、意図的に流された流言によったとはいえず、民衆の極度の恐怖心に基ついてあつたという間につくられた。警察の機能が麻痺するなかで、それにとつてかわる勢いにより、その暴虐さは歯止めを欠いていた。こういうところに、明日に生きる目標を失っている多くの民衆のフアナティックなあせりがあらわれていた。

自警団の組織はまったくの寄り集まりで、それぞれの思惑によって行動をとつていただけではない。そこには、それだけの組織ルールがつくられていたことに注目する必要がある。たとえば鎌倉郡戸塚町の自警団組織は次のように決められていた（鎌倉郡役所『震災庶務書類』大正十二年）。

- 一 本団ハ火災盗難ノ予防匪徒ノ警戒ヲナスヲ目的トス
- 二 本団ハ戸塚町在住青年団、在郷軍人、其ノ他区長ノ選抜シタル有志ヲ以テ組織ス
- 三 団員ハ棍棒其ノ他護身用具ヲ携帯スルコト
- 四 本団ニ団長一名副団長二名ヲ置キ警察署ノ指導ヲ受クルモノトス
- 五 本団ヲ三部ニ分ツ

一部 元町 矢部 谷矢部

二部 吉田 一二三町目 矢沢 旭町

三部 四五六町目 宮ヶ谷 松田 坂下 下郷

六 各部ニ部長副部長ヲ置キ団員ヲ指揮セシム

七 団員ノ勤務ハ午後六時ヨリ午前五時迄トシ二時間更迭ニ一部ツ、勤務ニ服シ他ハ停車場前広場ニ休憩スルモノトス

この自警団の組織ルールをみると、自衛のために上から実に手ぎわよく意図的につくられていることがわかる。ところで「不逞鮮人」が震災という異常事態を機会に「物資の掠奪強姦放火」を行うという流言は、横浜を中心にあつたという間に広がっていった。

### 県下の朝鮮人殺害

この流言のために、都筑郡では余震が続発の最中に、すでに「不逞鮮人ノ襲撃説ハ一層民心ヲ脅威」にかりたて「在郷軍人及青年団員ハ拳テ之ヲ警戒」にあたり、人心はきわめて昂奮していたと伝えられている。また、久良岐郡の場合も同じ状態で、ここでは九月二日午後三時ごろから追浜飛行場付近の屏風浦・金沢その他隣接の村落に横須賀海兵団の駆逐艦および横須賀航空隊から海軍の兵士が武装上陸し警戒にあたってから人心が安定する傾向を示したという。とすると、海軍ではあるが軍隊の出動も迅速であること、それに、自警団の組織もたいへんはやかたということになる（資料編 11 近代・現代(1) 三二―三三）。

され、通信社絶のため地方警察官にもこれを信じて所在青年團在郷軍人團に防衛方を訓示したのもあつて、災害地を中心として隨意に鮮人殺害の慘事が行はれた。

## 殺伐の空氣が漲つた横濱全市

### 流言に激昂

流言の出所と思はれる横濱市では一日午後石川山では鮮人が井戸に毒を投じて避難者五名の毒殺を企てたとか、或は根岸方面では婦人に暴行

状態の爲め流言の真相を究め得なかつた爲め此の暴舉を見るに至つたもので、僅に残つて居た警察官はこれを保護し取敢ず七百五十名を華山丸に收容し、其中百五十名は總督府の櫻丸で朝鮮へ送り、残る六百名は警援の鎮まると同時に上陸せしめて夫勞働に従事せしめたが、この騒擾裡に多數の鮮人が殺害された。

### 一人残らず殺せ

### とふれ廻つた

### 神奈川鶴見

在日朝鮮人殺害を報ずる『時事新報』大正12年12月2日付

『大正大震災記』から

自警団があちこちで組織されるなかで、県下の朝鮮人にたいする險惡な空氣がみなぎっていた。川崎・鶴見方面ではその緊張度はいちじるしかった。川崎町には、当時約二百名の朝鮮人が居住し、平穩でなんらやましい行為にでる者はいなかつたにもかかわらず、東京・横浜方面からの流言で、民衆の間に朝鮮人にたいする「憎惡反感ノ念」がつのりにつり「殺氣横溢」の状態におちいった。そのため、警察署が朝鮮人を安全な所に

保護し、民衆に事實無根な事情を説明し鎮撫につとめた。しかし、昂奮した民衆は、勢いに乗じて警鐘を乱打し、法螺貝を鳴らし、竹槍・刀剣などをたずさえて随所で争鬪を演じ、ついに死者四人(内地人一・朝鮮人三)、負傷者五人(内地人二・朝鮮人三)という不祥事をひきおこした。また鶴見に居住せる朝鮮人は潮田・鶴見を中心に約三百名に達し、土工部屋と国道事務所所属の土工部屋に寄寓し、善良であえて「不逞」を為すことなどはなかつたが、やはり東京・横浜方面からの風評が宣伝せられたため一般の民衆は不安と恐怖に襲われ朝鮮人を憎惡敵視し、各自警団は凶器を持って警戒の任にあたり險惡の氣がみなぎったので、保護のため朝鮮人三百八名を安全の個所に收容し極力其流言浮説を説示し民心の鎮靜に尽したが、遂に随所に争鬪を演

じ殺傷者をだしてしまった。

さらに、県西の小田原町方面では、熱海線の工事に従事している朝鮮人が、足柄下郡土肥村および吉浜村、箱根あたりに居住し、多くの者が平穏であったにもかかわらず、東京・横浜方面の避難民を装って大挙して朝鮮人が押し寄せてくるとの虚報で民心がいちじるしく悪化し、それぞれ竹槍・刀剣などをたずさえて警戒にあたり「殺気横溢」の状勢を生みだしていた。そこで警察署は「事実無根」であることを発表するとともに、凶器の携帯を禁止し、人心の安定に奔走し、事態を拾収したが、土肥村で労働者同志が衝突し、朝鮮人が日本の婦人を水田に突飛ばした事件がもちあがり、そのため、民衆は婦人を殺害したと誤認し、ただちに警鐘を乱打して消防組を召集し、その朝鮮人を追跡中たまたま他の台湾人二名に遭遇し、彼等を朝鮮人と誤って殺害したほか、真鶴村においても朝鮮人二名にたいして重傷を負わせる事件が発生した。

このような不幸な事件は戸塚地域と茅ヶ崎町（現在 茅ヶ崎市）で朝鮮人殺害となってあらわれた。まず九月二日の午後四時ごろ、戸塚付近の川上村（現在 横浜市）国道筋で、朝鮮人の発見に腐心していた青年団たちに触発されてか、通行人が朝鮮人三名を殺害したのである。また、藤沢町（現在 藤沢市）の周辺では、朝鮮人とみれば「無抵抗平穏ノ者ト雖モ悉ク之ヲ殺害セントスル状勢」がつくりだされ、このような雰囲気のもとで、ついに茅ヶ崎町で朝鮮人と誤認された日本人一名と五名の朝鮮人が殺害された（資料編 11近代・現代(1)三三）。

このようにみてみると、横須賀市在住の朝鮮人二百五十名が警察署の指示で市内の不入斗練兵場いりやまづに救護收容されたのと、大磯・平塚方面の十数名の朝鮮人が相模紡績会社の死者発掘など労務に服して外出しなかったために、朝鮮人虐殺に巻き込まれなかった数少ない例外であるが、川崎・鶴見・戸塚・茅ヶ崎・小田原方面で事件が発生したことは、流言と通達が一気に朝鮮人蔑視と彼等にたいする敵対感情をあおりたてていたかを推測することができよう。

しかも「朝鮮人暴動」説が虚報であり、嘘言で事実無根であるという訂正が九月三日から五日にかけて打ちだされ、地域におろされていたにもかかわらず、あつという間に不祥事件が統発したことは、災害による民衆の異常心理と差別感情が大きな流れとして社会の底辺で渦巻いていたということになる。

事実、九月三日、横須賀鎮守府・横須賀市役所・衛戍司令部の三者名で「当地方ニ於ケル朝鮮人ニ関スル噂ハ概ネ虚報ナリ彼等ト雖皆悪人ニ非ラス妄リニ虐待スルナ」という文書をだしていた。なかなかおもわせぶりの文体で恩惠的な意味をこめ「虐待」を断乎取り締まる強い規制にはなっていないが、不祥事件を防止しようという意図をこめている。そしてつづけて、横須賀在任の朝鮮人収容所を不入斗練兵場に設置したから「朝鮮人ハ同所ニ行ケ、安全ニ保護シテヤル」と、やや、恩きせがましく命令口調で指示していた。横須賀鎮守府司令部では、もちろん「不逞鮮人襲来」の有無を調査し警戒につとめていたきらがある。その結果の確認から「虚報」を打ちだし、横須賀では、さきに見たようにことなきをえたということになるらしい。このことは、九月四日付の横須賀鎮守府司令部の「情報第二報」からうかがうことができる。この情報の一節に「不逞鮮人襲来」は何れも「虚言」であるという実例をあげているが、それは「陸軍ノ偵察」「海軍デ偵察」の結果とあり、あきらかに陸海軍がこの不穏な事態に干与していたことは、ほぼ間違いない。

このような朝鮮人襲来説にたいする措置は、のちにふれるように、九月三日の関東戒厳司令官の告諭のなかにも現状にたいする注意の一つとして「不逞団体蜂起ノ事実ヲ誇大流言シ却ツテ紛乱ヲ増加スルノ不利ヲ招カサルコト」とあるように、すでに自警団を中心とする自警組織による暴挙を戒しめていた。また、郡市の行政レベルで対処のしかたをみると、鎌倉郡の場合、九月三日の警戒指令をだしたその翌日には、郡長名で管内の小学校長・区長・町村長あてに「軍隊出動並ニ惨害概況通知」という号外文書を発し、軍隊の派遣を要請しているから、不安の念にかられている一般の民衆に「安定」をあたえると同時に「軍



人分会及青年団ハ冷靜ナル態度ヲ以テ軍隊ノ出動ヲ見ルマデハ従前ト異ナル処ナク防衛ニ努ムル」ことを要請するとともに「貴町村在住ノ朝鮮人ニ対シテハ暴行ヲ為サル」<sup>(中略)</sup>ようにとくに注意をうながしていた(資料編 11近代・現代(1)三〇・三二)。

軍隊の警備配置を後だてに朝鮮人にたいする暴挙を戒めているわけであるので、そのたてまえと実情を区別することはむずかしいが、「朝鮮人暴動説」を「無稽ノ宣伝」であるとして、これを否定する措置も、わりあい手まわしよくとっているにもかかわらず、すでにふれたようにいくつかの不祥事件がもちあがっていたことは、たいへん大きな社会問題・政治問題となっていた。

#### 朝鮮人救護

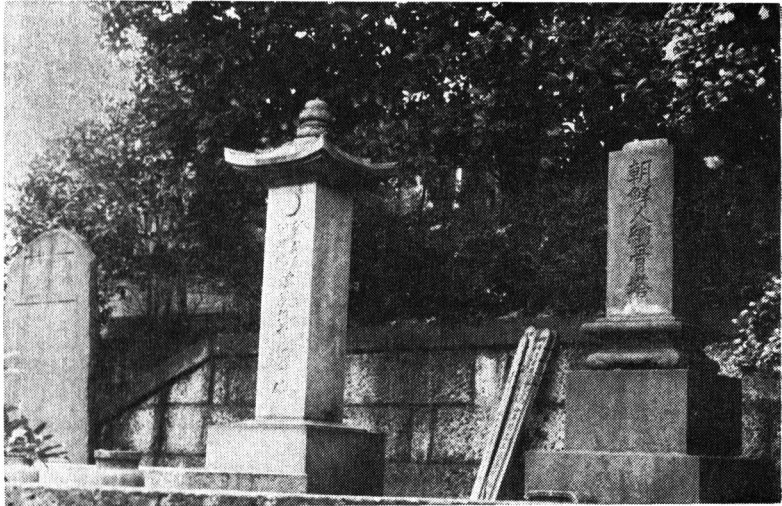
しかし、こうしたフアナティックないきり立った民衆の一般的な動きとは別に、災難を受けている朝鮮人をおかばったヒューマニスティックな動きがあったことも忘れてはならない。その行為の一端を中島司『震災美談』のなかからひろいあげてみることにする。

その一つは都筑郡二俣川村(現在 横浜市)のできごとである。この村の字今井に住む国方登は、毎日保土ヶ谷町へ「土工」稼ぎに通っていたが、その現場で労働していた朝鮮人が四人、国方の家へ避難してきた。この村は横浜方面から街道に溢れんばかりに避難してきた人びとが、口ぐちに朝鮮人騒ぎの噂を伝えながらやってきたので、村の青年団や消防組は嚴重に街道を警戒していた。そのなかで今井の消防組頭の清水喜代は配下の消防員を引率して小学校傍の火の見櫓の下に陣取り街道筋の警衛にあたっていた。そこへ橘樹郡方面から二、三十名の自警団が竹槍や白刃を掲げて押し寄せ、清水を道端に招き、この村に四人の朝鮮人がいるはずだ、彼らは皆「不逞鮮人」だから俺達に引き渡せ、自分達の方で処分するからと要求した。村内で人望の高い清水はフンと鼻で笑いながら、四人の朝鮮人はたしかにいるが、君達是他村の人だ、此処は都田警察の管轄で、私は警察の依頼を受けて彼等を保護している、その朝鮮人は「不逞輩ではない、良民だ」君達に引き渡すわけにはいか

ない答えて、これを拒絶した。渡せ渡さぬの押問答で一時間ばかり費やしたが、らちがあかないので、清水は立腹して強いて朝鮮人を受け取りたくば署長の許可を受けてこい、さもなければ渡すことは絶対にできない、「それでも無理をいうならこの今井の部落全体で君等の相手になってやる」と叫び、大勢の消防連中が、組頭の指図次第では一氣に打ってかかろうとの氣勢を示した。清水の威嚇に氣遅れしたか一同は退散した。實際、ここでは朝鮮人騒ぎもなく、この四人の朝鮮人も五日に保土ヶ谷の旧備主方へ送り届けることができた。このケースは、自警団を組織しながらも、かえって朝鮮人をかばったさいたる事例である。また、当時、箱根山中の足柄下郡宮城野村字強羅の箱根土地会社には三十三名の朝鮮人労働者が働いていたが、地震のために会社の事業が休止になって彼らは失職し、食うに食われず、行くに行かれない窮状におちいつていた。しかも、朝鮮人にたいする村内の空気は一刻も早く彼らを追い払えと不穏になりはじめた。その時、村長瀬戸花吉は、ふかく朝鮮人に同情を寄せ、村民の反対をおしきって五十円と白米一斗五升其他副食物をあたえて、無事に帰鮮の途に就くよう取り計らってやった。しかも、この三十三名の朝鮮人労働者が九月四日帰鮮の途に就き仙石原村を過ぎようとした時、吉田よしという旅人宿の婦人が、一同を自宅の前に休息させその間に飯を炊いて饗応し、立去る時には握り飯まで持たせてやったと伝えられている。これは、村の指導者と名もない庶民の荒れすさぶ空気のなかでの美挙の一つである。このような朝鮮人に同情を寄せ、彼らをかばった事例は少なくなない。

横浜市中村町の木賃宿鈴木作治は、震災当日一人の朝鮮人労働者が、焼け出されて避難先もなくさまよい歩くのをみて気の毒に思い、朝鮮人をかばったら危険な目にあうのを顧みず、その朝鮮人を自宅にともない九月十九日まで保護した。

また、横浜市井土ヶ谷町の染物屋の主人佐々木金蔵は震災の際朝鮮人李徳他一名を自宅に連れてきて救護した。一名は火傷を負っていた。介抱している時血氣の若者が数人やってきて、彼等は「不逞鮮人」だから引き渡せと強要したが、俠氣に富んだ



菊名の蓮勝寺にある朝鮮人慰霊碑

金蔵は頑として応じなかった。そして九日まで親切に世話してやったという。

さらに橋樹郡田島町渡田（現在 川崎市）に住む請負師の鈴木虎助・高須栄吉の両氏は、震災当時田島町字渡田浜居住の朝鮮人約百三十名にたいし、民衆が迫害の挙にでようとする時官憲と力を合せて鎮撫につとめ、なお、食糧其他の配給に尽力した。横浜市花咲町の夫請負業小西松太郎もまたその一人であった。

また、潮田町潮田二一九七番地、土木請負業の松尾嘉右衛門、田島町下新田の同業渡辺三三は九月二日の午後四時半ごろ鶴見の総持寺境内で、朴道元他十八名の朝鮮人労働者が、「不逞の輩」と誤解されて民衆に包囲され、危難にあっていたのを見てこれを救出して保護した。そして町民の反感をも顧みず彼らのために米五俵を贈り糧食の補いにしてやったという。

このような義侠心で朝鮮人をかばったケースは多く、潮田町土木請負師中田助次郎は九月三日の午後三時ごろ、潮田橋のそばで朝鮮人二名に土地の自警団員らが多勢で暴行を加えようとするのを見て、群集と朝鮮人の間にはいり、ねんごろにその不心得を論じて群集をしずめ、二人の

朝鮮人を鶴見警察分署に連れて行き保護を依頼した。

それから潮田町の土床負業山口政吉も九月三日の午後六時ごろ、鶴見町花月園前で通称金川という朝鮮人が群集に殴られようとしているのを救助した。

震災当時、あらかじめ警察署と在郷軍人会・青年団との間に協調が保たれ不祥事を事前にはばみ、事態を円滑に運んだ事例もある。

川崎町では、すでにふれたように、九月二日夜になり、朝鮮人騒ぎが次第に大きくなり、警察では太田署長以下署員が極力鎮撫につとめたが、民衆の気が立っているので、なかなか警察の方針が徹底せず署長もひどく困っていた。其処へ駆けつけたのは、町の医師で川崎町青年団長もつとめている高塚幸之助であった。高塚は署長にたいして、朝鮮人はどうするのか「不逞鮮人」は勝手にみつけ次第やっつけてもいいのかとたずねた。沈着冷静な太田署長は突然の問いに面喰いながら、朝鮮人にたいしては青年団の方で保護してくれねば困る、こんな時にこそ君らは警察と協力しなければならないはずと、朝鮮人保護の必要な理由を説いて聞かせた。高塚は「そうですか、いやそうですしょう、実は私もそう思っている」「じゃあ、これから私が団員によく言って聞かせましょう」と述べ、数名の警官とともに、町の内外十数か所に見張りをしていた青年団員にたいして、朝鮮人保護についての署長の方針を説いてまわった。当時、朝鮮人をかばう者がいたらただちに民衆から迫害を受けるような雰囲気であったが、高塚はその危険をおかして、よく民衆の軽挙を戒しめ、民衆から殴られながらも町内の秩序維持に努力した。

以上、紹介してきたように、朝鮮人をかばい保護し、援助の手をくわえる日本の民衆の動きと同じように、朝鮮人のなかにも災難にあっている日本人を助けた例もある。

九月一日横浜市本牧町の高梨勝造一家の四人、谷田芳枝ならびに鈴木重一夫婦、島田ひでとかねの以上三軒の家が無残に倒壊して九名の男女は下敷になり、悲鳴をあげて救いを求めていた。それを見てとんできたのは、本牧町の滝沢方にいた朴元植・李在坤・尹道和の三人であった。三人とも労働者だから、こんな時の働きはお手のもので、屋根をはがし梁をよけ、土砂を排してまたたくうちに九人を救いだした。

また、滝沢方に同居して居た姜福童・李周圭の二人は朴他二人が高梨家其他の救出にあたって居る間に、本牧町柏たみ他一名、同町渋谷千代子の三名が全壊家屋の下に苦しんでいるのを、駆けつけて救いだしている。

このように、異常事態のなかで、日本人と朝鮮人の相互の助け合いが行われたことも忘れてはならない。こうした「異常」と「美挙」の明暗のなかで、災害の前後処理に多くの人びとは苦慮しなければならなかった。

## 第二節 県下の戒厳令と災害対策

### 一 戒厳令と災害処理の経過(一)

#### 戒厳令発令

震災による社会混乱の回復を一刻も早くはかるために、支配層は統制を強めていかなければならなかった。政府は、九月二日枢密院の議をへずして準備を重ねていた戒厳令第九条・第一四条を東京市と隣接五郡に、そして翌三日には神奈川県、四日には埼玉・千葉の両県に施行した。一九〇五(明治三十八)年講和条約反対の日比谷焼打事件のさいに発令されて以来二度目である。戒厳令は一種の臨戦態勢のもとで外患あるいは内乱にさいして適用されるのをたてまえとしている。震災はそのいづれであったのか、どちらでもない。流言飛語をきっかけにして発令されたのである。こうして、地方行政事務・司法事務も軍事に關係のあるかぎりすべてが現地の司令官の手にゆだねられ、民衆も法律に認められているいっさいの権利を奪われることになった。

関東戒厳司令官福田雅太郎は、三日、「関東戒厳司令官告諭」を發表し、食糧分配のさいの秩序紊乱・不穩破廉恥行為を注意するとともに「不逞団体蜂起」の事実を誇大に流言し混乱を大きくする不利を戒めた。また、戒厳地域内における通行人の検問は軍隊・憲兵および警察官に限定し、自警団や民衆に武器・兇器の携帯を許可しないことを呼びかけた。「関東戒厳司令官告諭」は以下のとおりである。

今般勅令第四〇一号戒厳令ヲ以テ本職ニ関東地方ノ治安ヲ維持スルノ權ヲ委セラレタリ